

歳末たすけあい運動

共同募金のお礼と 歳末たすけあいのお願い

岩室分会から

十月に実施した共同募金。法人募金三十一社には、たくさんのお協力いただきました。おかげさまで、次のような多額の御寄附を頂くことができました。

- ◎共同募金 目標額 六七八、四〇〇円
- ◎一般募金二、〇四五戸 六二五、〇〇〇円
- ◎学校募金小中学校 三六、八九六円
- ◎職域募金役場・保育所 和納協、岩室農協、岩室村商工会 三二、五五五円

合計 七七一、五〇〇円

これらの貴重な御寄附は、新潟県共同募金会を通じて、社会福祉充実に使われることになっております。善意をこめて御寄附をお寄せいただいた多くの方々、「共同募金運動の奉仕員」として、募金のとりまとめをお願いした各々の区長さん方に、広報紙上を借りて厚くお礼申し上げます。

次に、重ね重ねで恐縮ですが、重ね重ねで恐縮ですが、募金運動の「歳末たすけあい募金」をお願いいたします。岩室村の目標額は、三〇〇、〇〇〇円です。この目標額を達成するために、ぜひ一〇〇円程度の御寄附をお願いいたします。

奉仕員（区長さん）を煩わして、募金袋をお届けし十二月十五日をメドにおとりまとめをお願いしてあります。

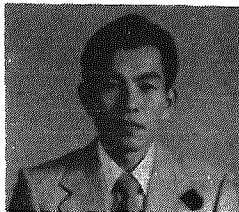
この募金は、一旦県の共同募金会に納入し、直ちに金額の配分を受けて、いろいろな事情で生活に恵まれない不幸な方に、おもち代の一部として贈ったり、長い間施設に入所されている方に対する慰問や、長期療養者へのお見舞などに使われております。

どうぞ、すべての人びとが少しでも明るい気分でお正月を迎えられますよう、皆様の暖い御寄附をお待ちしております。

よろしくお申し込み申し上げます。

川上作栄さん(富岡) スイスなど五ヶ国を視察

県農業士海外研修派遣団員として



新潟県青年農業士海外研修派遣の一員として、本村から川上作栄君(富岡)が選ばれ、県下十五名の青年とともにスイスをはじめ、ドイツなど四ヶ国を視察研修し、この視察を終了しました。川上君は第一回青年農業士として活躍しており、現在は水田の外に豚一、〇〇〇頭を飼育するなど、複合経営の範を示しております。ここに帰村報告をかね、感想を述べてもらいました。

滞在中、家族との交流、全てのワインを加工販売又仕事を手伝いながらの体験、家族とのレジャー、又視察を行った。次のような各種農業関係の視察を行った。

一、チーズ工場(生産者代表による小さな工場)

二、造園、園芸学校(十七才で卒業、五年間農家で実習後マイスター、一人前の農夫となる。)

三、ワイン工場(個人経営と言ふスイスでは規模も大、ワイン工場(個人経営)と言ふスイスでは規模も大きく豊かである。)へ個別で自分の農場で生産された

新し年の始めに当り、新たな希望をいだいてスタートする元旦マラソン、これを契機に村民総スポーツ達成をめざし、健康で明るい村民生活の向上を図ることで第一回元旦マラソン大会を計画致しております。どうぞ近所お友達をお誘い合わせのうえ多数参加下さい、新年の期待を待っています。尚、参加に当り今から準備運動等健康管理と共に、コンディションづくりに、大会がスムーズに盛会のうちになるよう、お願い申し上げます。尚、細部については後日回覧でご案内致します。

第四回元旦マラソン

こぞって参加を!!

昭和五十二年十一月に和納子ども会が発足して今年で三年目を迎えたわけですが、ようやく地域子ども会としての活動も定着してきたように思っています。

現代っ子を称して、テレビっ子、塾っ子、などといわれてはいるように、あまりにも画一化された生活の毎日、子どもたちの社会参加の機会が極めて少ないように思っています。

子どもたちは、遊びのなかから社会規範を知り、段階的に大人社会への生活慣習に順応していくという人間本来の成長過程を考えると、大人の責任としてその手段を側面的に援助してやる必要があると感じました。

また、会活動については

こうありたい 子ども会活動

昭和五十二年十一月に和納子ども会が発足して今年で三年目を迎えたわけですが、ようやく地域子ども会としての活動も定着してきたように思っています。

現代っ子を称して、テレビっ子、塾っ子、などといわれてはいるように、あまりにも画一化された生活の毎日、子どもたちの社会参加の機会が極めて少ないように思っています。

子どもたちは、遊びのなかから社会規範を知り、段階的に大人社会への生活慣習に順応していくという人間本来の成長過程を考えると、大人の責任としてその手段を側面的に援助してやる必要があると感じました。

また、会活動については



和納子ども会では、去る十月二十三日、「親子ふれあい」の機会として、歩け運動を実施しました。折からの好天にめぐまれ、思い思いのいでたちで出発しました。

山の紅葉が実に美しく、歩きながらの楽しい親子の会話……。

忙しさにまけて、子どもたちと満足に話し合えない親としての反省心もあってか今日はやはり子ども会での活動が、そこに子ども会の意味があると考えるわけですね。

和納子ども会では、このような課題をどう考え、会活動を通じて、何ごにも、自らから進んで行く態度を養うことを当面の目標として掲げ、活動を行ってまいります。

その一つとして、青少年研修センターでの泊二日の宿泊研修を実施しております。この研修を通じて、子どもたちの動向をみて、家庭や学校での生活とはちがって、自主的、積極的な態度が養われるものだと感じました。

また、会活動については

子ども会行事に参加して思うこと

大竹 礼子

心でサービスにこれつとめたいように思いました。喜々とした子どもたちの顔を見ると、親子のふれあいは、子どもたちと一緒に行動し、遊んでやることからは育まれるのだと痛感するところも、子ども会活動の重要な役割だと思ふのでした。

帰りの子どもたちの満足感も、これからは、より充実した子ども会活動のため、更にがんばるつもりです。

子ども会でも、親子そろって楽しい行事がともすれば大人中心の企画となり、子どもたちが企画に参加できないという反省もあり、子どもと大人の相互理解を尊重しながら、子どもたちの主体的な活動を大切に助長する場としていくことが、私たち大人の責務であるように思っております。

とにかく、未来の担い手たちのために、地域の大人の責任として「地域ぐるみ」の子ども会とするため積極的な協力し、援助したいと考えております。

和納子ども会 育成会々々 大岩 清一

戸籍シリーズ ② 氏の変更について

人は、みな生まれながらに姓をもっております。これは、法律上、氏(うじ)といわれるもので、名とともてその人を他人と区別する最も大事な標識です。また、氏は夫婦や親子のつながりや、家族生活、共同体の呼称を示すものとして、実際の意味をもつていいます。したがって、みだりにこれを改めたりすると、人間的な罪に陥る恐れがあります。利用されたりして迷惑を招くことにもなり、ひいては氏を基礎とする戸籍制度そのものの円滑な運用を阻害することにもなりかねませんので、よほどの理由がない限り、これを改めることは許されません。

それでは、家庭裁判所が氏の変更を許可する際に、通常どういふ点を考慮しているか、いくつかの例を挙げて説明してみます。

◎氏の変更は、戸籍法(第七七条前段)に「やむを得ない事由」によって氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載された者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届出なければなりません。一口に、「やむを得ない事由」といっても、どの程度のことか、一概にその基準を立

「きょうの健康 あすの年金」

NST新潟総合テレビ 朝7時30分から45分まで

12・4	利用しよう皆さん の施設です。
12・11	健康保険のしくみ
12・18	健康保険の現状
12・25	年金はあなたが築くもの
53・1・1	みんなで支える年金制度

※なお、これらの放送等についてご意見等がありましたら、年金係まで申出下さい。

社会福祉のために善意のご寄付

◎油島 阿部清さんから父金として寄付されました。阿部作一さん(十月二十一日没)のご冥福を祈られて金三万円也のご寄付をいただきました。

◎和納七区 佐藤松雄さんから母佐藤サヨ子さん(十一月三日没)のご冥福を祈られ十一月に支給された福祉手当をそっくり金一万六千五百円也のご寄付をいただきました。

◎和納十区 島田大助ちゃん(五千元)の現金を拾われ警察に届けられたが、落とし主があらわれず拾得報奨金としていただきました。

◎新谷の小川熊一さんから拾得報奨金として寄付されました。金五千元を社会福祉のためにご寄付くださいました。

◎関係一同いたく感謝しております。頂戴いたしました。ご浄財は、その趣旨に従い、社会福祉充実に活用させていただきます。

氏への変更の許可の申立てをする事例がありますが、このような事例については、妻の社会的経済的行動における便宜や、婚姻中の氏への変更申立てに異存がないなど夫の側の事情も考慮し、これを許可したというものもありません。以上は、その人が不便不利益を被っていると感じているだけではないと、それが十分でなく、だれが見てもそう思う事情があることが必要であることを示してあります。

尚この審判の結果、家庭裁判所では、変更の許可を得たとき、その許可の審判書と確定証明書添えて市町村長にその旨の届出をすれば、そこで初めて戸籍上の氏の変更されることになるのです。名についても同じようなことがいえる